

滋賀県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第4章の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等の事務を適切かつ円滑に処理するために、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号。)に定めるもののほか、滋賀県内(大津市の区域を除く。)における住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(手続の方法)

第2条 法第9条第1項の登録の申請をはじめとする申請等の手続は、電磁的記録または書面により行うものとする。

2 次に掲げる手続については、「セーフティネット住宅情報提供システム」(以下「システム」という。)により行うものとする。ただし、システムによる申請書等の作成が困難である場合等においてはこの限りではない。

- (1) 法第9条第1項の登録の申請
- (2) 法第12条第1項の変更の届出
- (3) 法第14条第1項の廃止の届出

3 書面による場合、提出部数は1部とする。

(登録の通知)

第3条 知事は、法第9条第1項の登録の申請が法第10条第1項の登録の基準に適合していると認めるときは、法第10条第3項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録通知書(様式第1号)により、登録申請者に対して通知するものとする。

2 知事は、登録の申請が登録の基準に適合しないと認めるときは、法第10条第4項の規定に基づき、その理由を付して、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録不適合通知書(様式第2号)により登録申請者に対して通知するものとする。

3 知事は、登録の申請が登録の基準に適合していると認めるときは、法第10条第5項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録について(様式第3号)により、当該住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の存する市町の長(以下「市町長」という。)に対して通知するものとする。

(登録の拒否)

第4条 知事は、法第11条第1項の規定により登録を拒否するときは、同条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書(様式第4号)により登録申請者に対して通知するものとする。

(登録事項等の変更)

第5条 知事は、法第12条第3項の規定により変更の登録を行ったときは、同条第4項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更について(様式第5号)により、市町長に対して通知するものとする。

(登録簿の閲覧等)

第6条 法第 13 条の規定による法第 10 条第2項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)は、交通まちづくり部住宅課においてシステムをコンピュータ画面上に表示する方法により一般の閲覧に供するものとする。

- 2 登録簿の閲覧の時間は、滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第 10 号)第1条第1項各号に規定する県の休日以外の日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時 30 分までとする。
- 3 登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、登録簿を指示された場所で閲覧しなければならない。
- 4 閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を停止し、または禁止することがある。
 - (1) 前項の規定に違反し、または係員の指示に従わないとき
 - (2) 他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるとき

(登録の抹消)

第7条 知事は、法第 15 条第1項各号の規定により登録を抹消したときは、同条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録抹消について(様式第 6 号)により、市町長に対して通知するものとする。

(報告)

第8条 知事は、法第 22 条の規定により第3条第1項による登録の通知を受けた者(以下「登録事業者」という。)に対して登録住宅の管理の状況について報告を求めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る管理状況報告書の提出について(様式第 7 号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた登録事業者は、知事が指定する日までに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理状況報告書(様式第 8 号)を提出するものとする。

(指示)

第9条 知事は、法第 23 条各項の規定により登録事業者に対して指示するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る是正等の指示について(様式第 9 号)により通知するものとする。

(改善状況の報告)

第10条 前条の規定により、必要な措置をとるべきことを指示された登録事業者は、速やかに措置を講じ、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の是正等報告書(様式第 10 号)を提出することにより、その結果を知事に対して報告しなければならない。

(登録の取消し)

第11条 知事は、法第 24 条第1項または第2項の規定により登録を取り消したときは、同条第3項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書(様式第 11 号)により登録事業者であった者に対して通知するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要領は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。